

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 登録調査機関等の登録の有効期間を定めること。

第二 工業所有権研修所を廃止すること。

第三 独立行政法人工業所有権情報・研修館への職員の引継ぎに関する事項その他の独立行政法人工業所有権総合情報館の業務の拡大に関し必要な経過措置を定めること。

第四 その他所要の規定の整備を行うこと。